

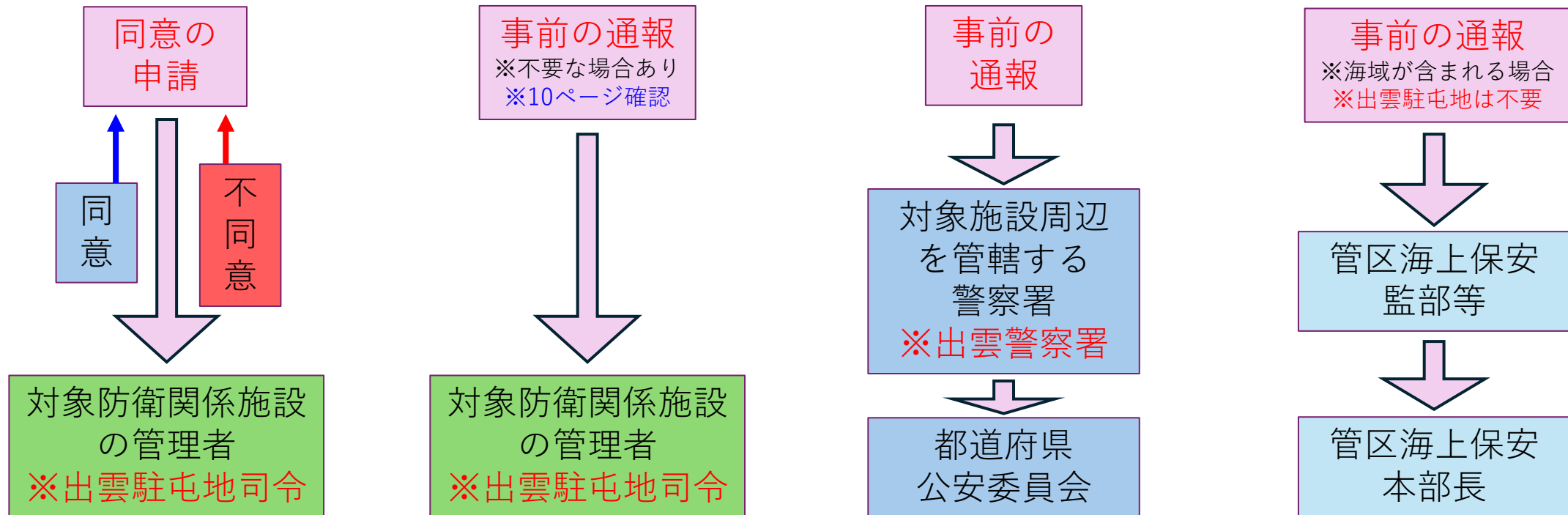
イエローゾーン

対象防衛関係施設（出雲駐屯地）の周囲おおむね300mの道路等を境界とした地域内上空において小型無人機の飛行を行う場合の手続き

① 申請者一般

10営業日前まで

4 8 時 間 前 ま で



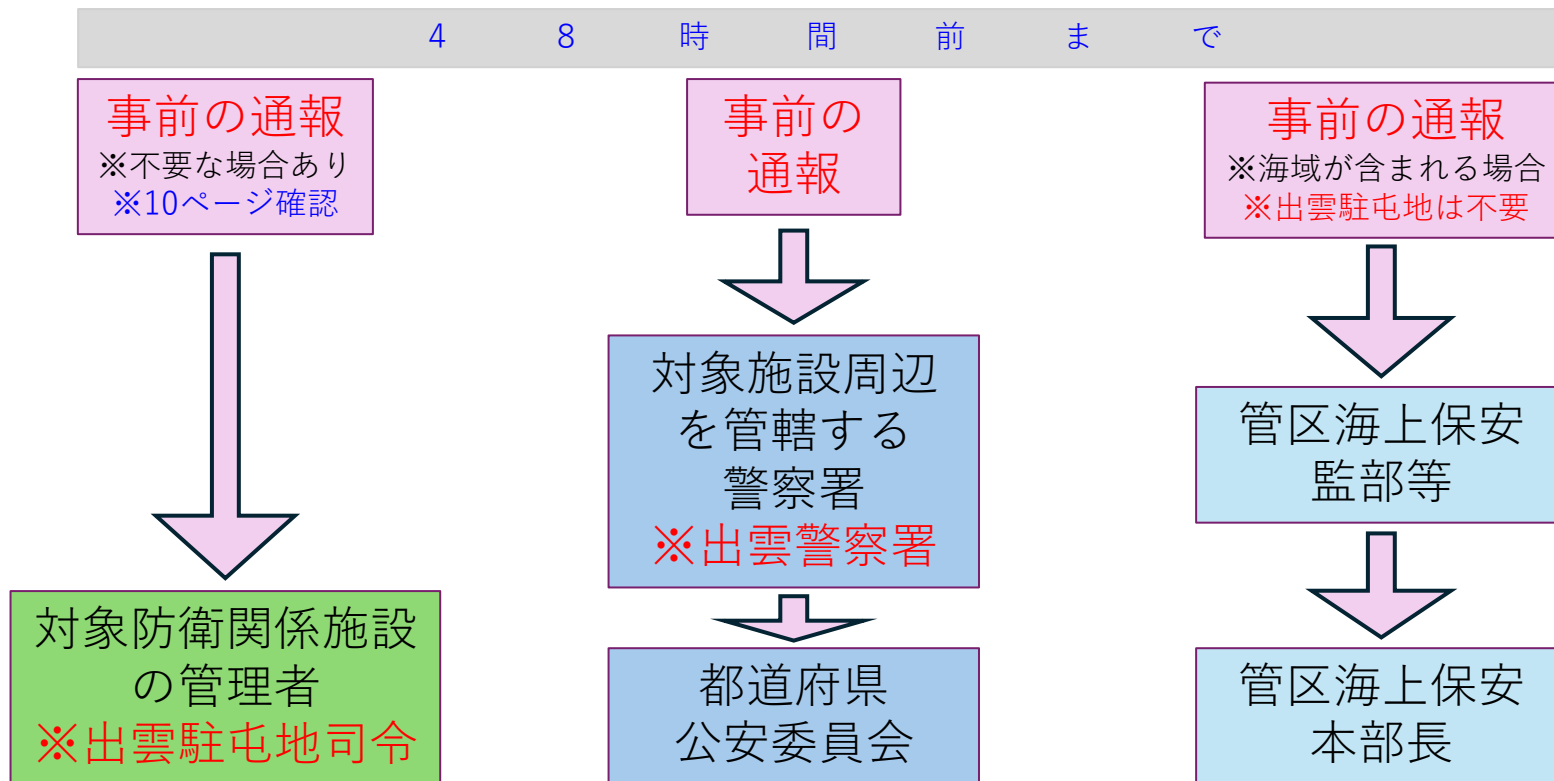
※災害その他緊急やむを得ない場合に限っては、小型無人機等の飛行を行う直前までに、対象防衛関係施設の管理者に口頭で通報することと足りることとしています。ただし、その場合であっても対象防衛関係施設の敷地又は同区域の上空については、対象防衛関係施設の管理者から当該飛行に係る同意を通報に先立って得る必要があります。（同意申請書により同意を得た後、緊急に申請時期より早く飛行させる場合は通報書の提出を省略し、口頭による通報とすることができます。※同意申請書を省略することはできません。）

※通報書は対象防衛関係施設、警察署又は会場保安本部等の窓口でも入手することが可能です。

イエローゾーン

対象防衛関係施設（出雲駐屯地）の周囲おおむね300mの道路等を境界とした地域内上空において小型無人機の飛行を行う場合の手続き

② 土地所有者・占有者（又はこれらの同意を得た方）による申請



※災害その他緊急やむを得ない場合に限っては、小型無人機等の飛行を行う直前までに、対象防衛関係施設の管理者に口頭で通報することです。ただし、その場合であっても対象防衛関係施設の敷地又は同区域の上空については、対象防衛関係施設の管理者から当該飛行に係る同意を通報に先立って得る必要があります。（同意申請書により同意を得た後、緊急に申請時期より早く飛行させる場合は通報書の提出を省略し、口頭による通報とすることができます。※同意申請書を省略することはできません。）

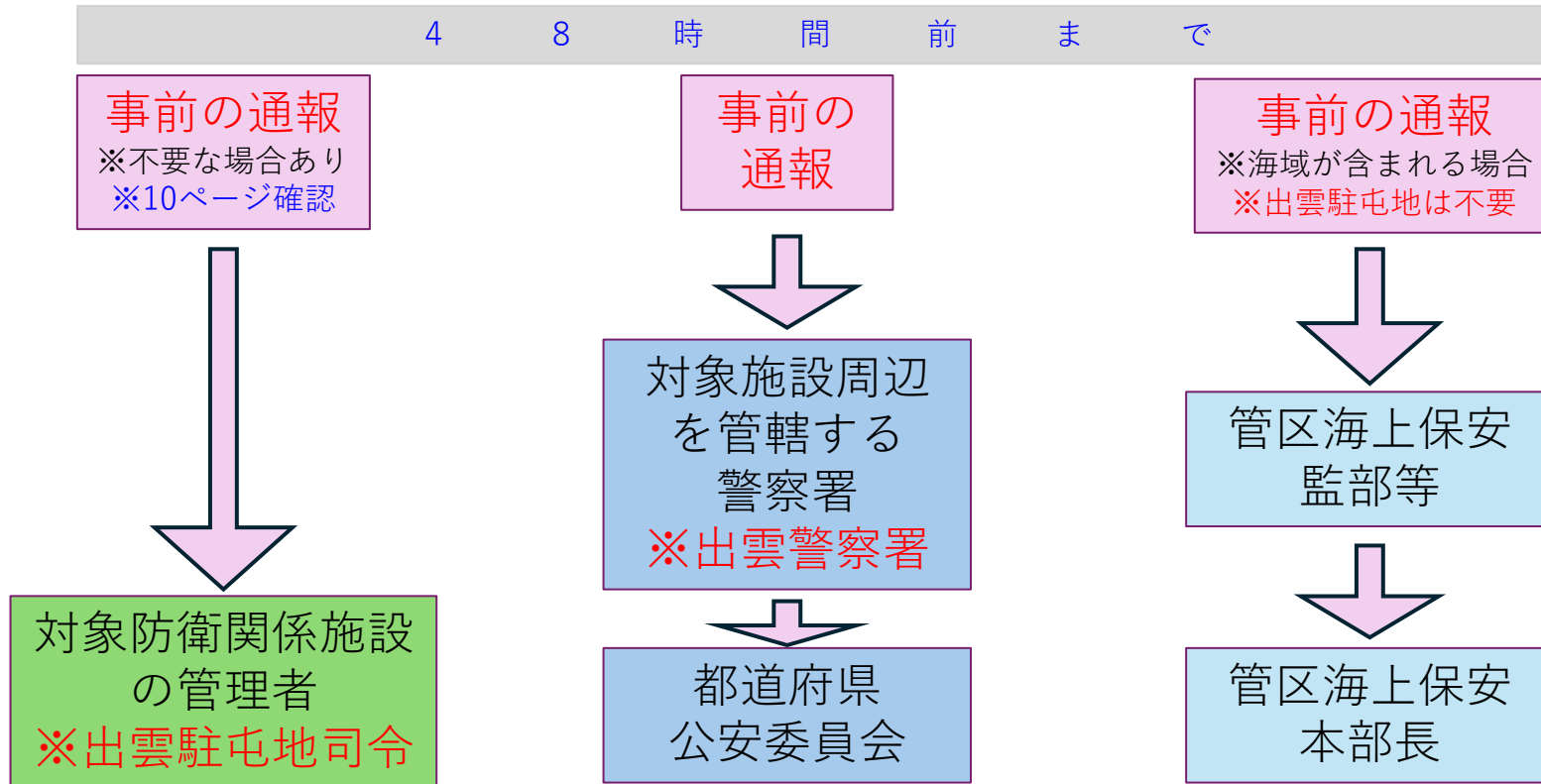
※通報書は対象防衛関係施設、警察署又は会場保安本部等の窓口でも入手することが可能です。

イエローゾーン

対象防衛関係施設（出雲駐屯地）の周囲おおむね300mの道路等を境界とした地域内上空において小型無人機の飛行を行う場合の手続き

③ 国又は地方公共団体による申請

4 8 時 間 前 まで



※災害その他緊急やむを得ない場合に限っては、小型無人機等の飛行を行う直前までに、対象防衛関係施設の管理者に口頭で通報すること
で足りることとしています。ただし、その場合であっても対象防衛関係施設の敷地又は同区域の上空については、対象防衛関係施設の管理
者から当該飛行に係る同意を通報に先立って得る必要があります。（同意申請書により同意を得た後、緊急に申請時期より早く飛行させる
場合は通報書の提出を省略し、口頭による通報とすることができます。※同意申請書を省略することはできません。）

対象防衛関係施設（出雲駐屯地）の周囲おおむね300mの道路等を境界とした地域内上空において小型無人機の飛行を行う場合の手続き

対象防衛関係施設の管理者への同意の申請

小型無人機等の飛行を行うにあたり、土地所有者・背入社又は土地所有者・占有者の同意を得た方又は国又は地方公共団体の業務で小型無人機等の飛行を行おうとする方以外は対象防衛関係施設の管理者から同意を得る必要があります。（同意を証する書面の交付を受ける必要があります。）

対象防衛関係施設の管理者及び都道府県公安委員会並びに管区海上保安本部長への事前通報

- 小型無人機等の飛行を行う48時間前までに、当該小型無人機等の飛行に係る対象防衛関係施設の管理者および対象施設周辺地域を管轄する警察署並びに海上保安本部等（対象施設周辺地域に海域が含まれる場合に限る。※出雲駐屯地は該当しません。）に、所定の様式の通報書を提出してください。
- この際、それぞれの通報書の提出先に実際に飛行させる小型無人機等を提示する必要があります。ただし、それが困難な場合には、当該小型無人機等の写真を提出することで足りります。
- 土地所有者・占有者の同意を得た方は、土地所有者・占有者の同意を証する書面の写しを提出する必要があります。
- 国又は地方公共団体の飛行の内、国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う方は、これを証明する書面の写しを提出する必要があります。

対象防衛関係施設（出雲駐屯地）の周囲おおむね300mの道路等を境界とした地域内上空において小型無人機の飛行を行う場合の手続き

対象防衛関係施設の管理者から同意を得た方の通報

対象防衛関係施設の管理者から同意を得た方が、同意を得るにあたって、以下の事項を対象防衛関係施設の管理者へ提出している場合には、対象防衛関係施設の管理者に対する通報に限り不要となります。

- 1 小型無人機等の飛行を行う日時及び目的
- 2 小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の飛行区域
- 3 飛行させる者の氏名、生年月日、住所及び電話番号
- 4 飛行させる者の勤務先の名称、所在地及び電話番号（勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）
- 5 船舶の名称、船舶番号、国際海事機関船舶識別番号又は漁船登録番号、船種、船籍港及び総トン数並びに当該船舶との連絡手段（飛行させる者が船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）
- 6 小型無人機等の飛行に係る機器の種類及び特徴（製造者、名称、製造番号、色、大きさ、積載物その他の特徴）